

答 申 情 第 8 8 号
平成 3 0 年 7 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年7月28日付け保健健第211号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

贈り物の配布状況が判る文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第139号）

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年6月6日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した。

左京区▼▼において、△△社会福祉協議会から民生委員会を通じて当該町内の独居高令者に年2回渡される贈り物の配布状況が判るもので以下のもの

1. 平成26年及び平成27年配布について、平成28年1月から平成28年3月末までに##が確認した経緯と結果（以下「本件請求1」という。）
 2. 平成26年及び平成27年配布について、平成28年4月から平成28年12月末までに●●が確認した経緯と結果（以下「本件請求2」という。）
 3. 平成26年、平成27年及び平成28年配布について、平成29年1月に●●が確認した経緯と結果（以下「本件請求3」という。）
 4. 平成26年、平成27年及び平成28年配布について、平成29年2月に◇◇が確認した経緯と結果（以下「本件請求4」という。また、本件請求1、本件請求2、本件請求3及び本件請求4をまとめて「本件請求」という。）
- ※ 上記2. に関しては、平成28年10月に民生委員協議会会長と▲▲の間で交わした文書は除く。
- ※ 上記3、4に関しては、70才以上の者に関する確認の経緯と結果。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月21日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

- ・ 本件請求1、本件請求2及び本件請求3について、本案件に係る△△社会福祉協議会の事業に係る内容確認は、左京区役所福祉部福祉介護課を通じて口頭で行っており、請求に係る公文書は作成していないため。
- ・ 本件請求4については、●●が左京区役所福祉部福祉介護課を通じて確認した内容について、口頭で報告を受けたものであり、請求に係る公文書は作成していないため。

- (3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査

法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求以前に審査請求人から、△△学区社会福祉協議会が実施している一人暮らし高齢者への粗品（以下「粗品」という。）の配布について、平成27年12月に配布を担った民生委員と審査請求人とのやり取りについてや、年2回実施されているが当該民生委員から審査請求人自身は配布を受けていないこと、町内の他の70歳以上の方も受け取っていない方がいること等についての問合せ（以下「問合せ」という。）が複数回あった。

したがって、審査請求人が求めている「贈り物の配布状況が判るもの」とは、本件請求1及び本件請求2については、平成26年から平成27年の間の、審査請求人自身に対する当該粗品の配布状況について、保健福祉局生活福祉部地域福祉課（当時）の##が平成28年1月から平成28年3月末までの間に、同課の●●が平成28年4月から平成28年12月末までの間において確認した状況や結果を確認することができる文書であると解される。

また、本件請求3及び本件請求4については、平成26年から平成28年までの間の、当該粗品の配布対象者である70歳以上の方に対する配布状況について、●●が平成29年1月に、同課の◇◇が平成29年2月に確認した状況や結果を確認することができる文書であると解される。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 本件請求1及び本件請求2について

問合せを受けて、左京区役所を通じて△△学区民生児童委員会の会長（平成28年11月末で退職、以下同じ。）及び平成27年12月に配布を担った民生委員に対して、##、●●が確認をしている。しかし、この時の確認は、単に状況の確認をするためのものであったため、口頭で行っており、当庁において請求に係る文書は作成していない。

イ 本件請求3について

上記アの後再度問合せを受けて、左京区役所を通じて△△学区社会福祉協議会の会長及び△△学区民生児童委員会の会長に対して●●が確認をしている。しかし、この時の確認は単に状況の確認をするためのものであったため、口頭で行っており、また、当該粗品の配布については△△学区社会福祉協議会の独自の取組であることから、当庁において請求に係る文書は作成しておらず、当該協議会からも取得していない。

なお、各個人への配布状況等の詳細については当庁では把握していないため、当該協議会に直接問い合わせさせていただきたい旨を審査請求人にお伝えしている。

ウ 本件請求4について

本件請求4に係る問合せについては、上記4（2）イの●●が行った確認に係る問合せと同内容であった。したがって、◇◇は、●●から口頭で報告を受け、状況を確認したものであり、本件請求4に係る文書は作成していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

本件請求対象公文書は、民生委員法11条3号の解嘱事由規定に係る公文書であることから、その重要性に鑑みて、請求対象公文書を保有していないとする理由は、考え難い。

本件処分の理由は、根拠を欠く。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、平成26年及び平成27年における粗品の配布状況について、平成28年1月から同年3月末までの間に##が確認した経緯と結果が分かるものであると認められる。

イ 本件請求2に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、平成26年及び平成27年における粗品の配

布状況について、平成28年4月から同年12月末までに●●が確認した経緯と結果が分かるもので、同年10月に民生委員協議会会長と▲▲との間で交わした文書を除いたものと認められる。

ウ 本件請求3に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、平成26年、平成27年及び平成28年における粗品の配布状況について、平成29年1月に●●が確認した経緯と結果が分かるものであると認められる。

エ 本件請求4に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、平成26年、平成27年及び平成28年における粗品の配布状況について、平成29年2月に◇◇が確認した経緯と結果が分かるものであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件請求に係る文書は、上記6(1)イからオまでで確認したとおりであるが、これらは、公文書公開請求書の記載からすると「左京区▼▼において、△△社会福祉協議会から民生委員会を通じて当該町内の独居高令者に年2回渡される贈り物の配布状況が判るもの」で、平成26年から平成28年までの配布について、諮問庁が平成28年1月から平成29年2月までに確認した経緯と結果が分かるものであって、それを4つの期間に区分けして請求しているものと認められる。

イ 審査請求人は、過去に自身が行った公文書公開請求（請求日は、平成29年2月28日）において、「左京区▼▼において、△△社会福祉協議会から民生委員会を通じて（介して）当該町内の独居高令者に年2回渡される贈り物の配布状況が判るもの。（平成26年度～平成28年度）」を求めており、これは上記6(2)アで確認したとおり、実質的に本件請求と同一のものであると認められるところ、審査請求人は当時の請求に対する決定に対しても審査請求を行っている。

ウ 上記6(2)イの審査請求事案について、当審査会は、平成30年3月23日付け答申情第79号において、諮問庁が行った不存在による非公開決定は妥当であるとの判断を行っている。本件審査請求における双方の主張は、従来の主張の繰返しであると認められる。

エ 本件審査請求において、審査請求人から、新たな事実、新たな根拠などに関する主張はされていない。

オ これらのことからすれば、当審査会は、これまでの判断を変更すべき特段の事情も認められないことから、本件処分に関する諮問庁の主張は不合理なものではないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月28日 諮問

8月29日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 5月30日 審議（平成30年度第2回会議）

7月 3日 審議（平成30年度第3回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）